佐野市施行による土地区画整理事業地区内の施行者管理地の一時使用許可事務要領

（趣旨）

第１条　この要領は、佐野市施行による土地区画整理事業地区内における施行者管理地の一時使用の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一時使用許可の対象となる施行者管理地）

第２条　一時使用許可の対象となる施行者管理地は、次のいずれかに該当するものとする。

⑴　使用収益の開始がなされていない仮換地

⑵　保留地等仮換地に指定されていない土地（保留地買受人が使用収益を開始する日までの間に限る。）

⑶　事業により整備する公共施設の予定地（従前から当該公共施設管理者のあるものについては、当該部分を除く。）

⑷　事業により整備した道路用地以外の公共施設の用地（当該用地を管理すべき者へ引き継がれていない部分に限る。）

（一時使用の原則）

第３条　施行者管理地は、土地区画整理事業の用途又は目的を妨げない限度において、使用の範囲を必要最小限にとどめることとする。

２　施行者管理地は、現状のまま使用することを原則とする。ただし、原状回復が容易にできると施行者が認めるときは、この限りでない。

（一時使用許可）

第４条　施行者は、仮換地指定から換地処分までの期間において、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行者管理地の一時使用を許可することができる。

⑴　施行者管理地を使用しなければ、施行区域内の土地及び建築物等の権利者等が建築物等の築造や解体等を行うための工事用足場や資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該土地を使用させることがやむを得ないと認められるとき。

⑵　電気、ガス、水道事業その他の公益事業を実施する者が当該公益事業の用に供することが必要と認められるとき。

⑶　災害その他の緊急事態の発生により、市民の安全確保のため応急的な対応として使用させるとき。

⑷　土地区画整理事業地区に関連する地域振興等に供するとき、その他土地区画整理事業の実施上やむを得ないと認められるとき。

⑸　道路用地以外の用地において、本市の公共工事又は委託業務のため、やむを得ないと認められるとき。

⑹　前各号に掲げるもののほか、本市、国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体の業務遂行上使用させることが特に必要と認められるとき。

２　施行者は、前項の一時使用の許可に際して、必要な条件を付することができる。

（一時使用許可申請）

第５条　施行者管理地の一時使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、施行者管理地一時使用許可申請書（様式第１号）を、施行者に提出しなければならない。

（一時使用許可書の交付）

第６条　施行者は、一時使用を許可することと決定したときは、施行者管理地一時使用許可書（様式第２号）を申請者に交付しなければならない。

（一時使用許可の期間）

第７条　施行者管理地の一時使用許可の期間（以下「使用期間」という。）は、原則、１年以内かつ事業の支障とならない範囲とする。

２　使用期間満了後、引き続き使用期間の更新を受けようとする者は、使用期間満了の日の３０日前までに、様式第１号により申請書を施行者に提出しなければならない。

（使用料）

第８条　一時使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用前に施行者の発行する納入通知書により使用料を納付しなければならない。

２　使用期間が一会計年度を超える場合の使用料は、年度ごとに分割して施行者に納付するものとする。

３　第１項の使用料は、佐野市行政財産使用料条例第２条の規定により算出するものとする。

（使用料の減免）

第９条　施行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付料を減額し、又は免除することができる。

⑴ 施行区域内の土地および建築物等に関する権利を有する者が建物移転に伴う建物等の建築、解体等のために使用するとき。

⑵ 災害その他の緊急事態の発生により、市民の安全確保のため応急的な対応として短期間使用させるとき。

⑶ 国、地方公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。

⑷ 前号に掲げる場合のほか、特別の事由があると施行者が認めるとき。

（一時使用許可の取消し）

第１０条　施行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一時使用許可を取り消すことができる。

⑴　一時使用許可した土地を、施行者が本来の用途・目的のための必要が生じたとき。

⑵　施行者の承諾なく、使用目的以外に使用したとき。

⑶　一時使用許可の条件に違反する行為があると施行者が認めるとき。

（使用料の還付）

第１１条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

⑴　前条第１号の規定により一時使用許可を取り消したとき。

⑵　使用者の責めに帰することのできない理由により、一時使用許可した土地を使用することができないとき。

（名義変更の届出）

第１２条　使用者は、相続、法人の合併及び代表者の変更等により使用者の権利義務を承継しようとする場合は、速やかに施行者管理地使用者名義変更届([様式第３号](http://srb.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView))を施行者に提出しなければならない。

（使用者の原状回復義務）

第１３条　当該地で使用者が現状変更した場合において、使用期間が満了したとき、又は施行者が一時使用許可を取り消したときは、使用者は施行者の指定する期日までに自己の負担で原状に回復して返還しなければならない。ただし、施行者が特に承認したときは、この限りではない。

２　使用者が、原状回復の義務を履行しないときは、使用者の負担において施行者がこれを行うことができる。この場合において、使用者は何らの異議を申し立てることができない。

　（損害賠償）

第１４条　使用者は、その責めに帰する理由により、一時使用許可した土地の全部又は一部を損傷したときは、当該損傷による一時使用許可した土地の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

２　前項に掲げる場合のほか、使用者は、第４条第２項の規定により付した条件に違反して施行者に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

附　則

　この要領は、令和３年１０月１日から施行する。